

みやこユニバーサルデザイン啓発 CM 映画制作委託仕様書

1 委託業務名

みやこユニバーサルデザイン啓発 CM 制作委託

2 実施主体

本業務の実施主体は京都市であり、委託により実施する。

制作した CM の著作権は本市に帰属する。

3 業務内容

(1) 目的及び概要

本市では、京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例に基づき、すべての人にとってできる限り生活しやすい社会環境の整備を進めていくこととしており、本業務は、主にユニバーサル上映（※）による映画の鑑賞者を対象に、ユニバーサル上映の意義やみやこユニバーサルデザインの考え方を理解していただくための啓発 CM 映画を作成するものである。

※ 邦画（洋画の日本語吹替版を含む）に日本語字幕と場面ごとの状況を説明する音声ガイド（副音声）を付与することで、視覚や聴覚に障害のある方や高齢者等も同時に楽しめるようにした上映方法

(2) 委託内容

次のような啓発 CM の制作

ア 主な対象者

ユニバーサル上映による映画の鑑賞者

イ 内容

- ・ユニバーサル上映の意義やみやこユニバーサルデザインの考え方をわかりやすく理解できるような内容とすること。
- ・本市は、同趣旨の CM 映画を平成 20 年に作成しており、これと印象の異なるものとすること。
- ・60 秒程度の映画（カラー）であること。
- ・みやこユニバーサルデザインのシンボルマークを使用すること。
- ・せりふやナレーションの字幕、状況を説明する副音声を付けること。

ウ 完成品の規格

DVD（正 1 本、副 2 本）とすること。

(3) 履行期限

平成 29 年 3 月 31 日（金）

(4) 委託金額の上限

1, 000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託料の請求及び支払

(1) 委託料の支払は、原則として、事業報告書の受領後、請求に基づく後払いとするが、受託者から申し出があった場合は、概算払を行うこととする。

ただし、事業報告書の受領後、確定した委託金額が既支払額（概算払）を下回る場合は、その差額を京都市に返納しなければならない。

(2) 受託者からの適法な支払請求書を受理した時は、30日以内に当該請求額を支払うものとする。

5 再委託等の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ本市が認めた場合はこの限りではない。

6 その他

受託者は、次の事項を遵守し業務を遂行するものとする。

(1) 業務の目的を達成するため、常に的確な業務の遂行を心掛けるとともに、業務従事者に必要な教育を行うこと。

(2) 労働法その他の関係法令を遵守すること。

(3) 地方公務員法第34条の「守秘義務」規定及び「京都市個人情報保護条例」を遵守するとともに、個人情報を含む資料については適切かつ厳重に管理すること。

(4) 本市の信用を失墜する行為を行ってはならないこと。

(5) 提案内容に基づき本市と協議して定めた業務及び受託者として果たすべき責務について誠実に履行すること。

(6) 責任者を明確にし、常に本市の担当者と密接に連絡を取り、その指示に従うとともに、業務の執行状況等に係る照会に対して、いつでも速やかに回答できる体制で臨むこと。

(7) 業務を実施するうえで、本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

(8) 本仕様書に定めのない事態が生じた場合、速やかに本市と協議し、解決に向け誠実に対応すること。

以上